

# 保健福祉常任委員会

令和6年9月20日（金）



## 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和6年第3回定例会  
招集日時 令和6年9月20日(金) 午前9時57分  
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長	遠 藤 憲 子
副 委 員 長	出 澤 大
委 員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	藤 田 尚 美
〃	甲 斐 徳之助
〃	加 藤 政 之

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保 育 課 長	児 玉 裕 子

議会事務局出席者

書 記	野 口 ちひろ
書 記	飯 田 晴 男

## 令和6年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 保健福祉常任委員会

議案第50号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第51号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第7号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出について

午前9時57分開会

○遠藤委員長 ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長兼社会福祉課長、保健福祉部次長兼医療年金課長、保育課長であります。書記として野口さん、飯田さんが出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、議案第50号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第51号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、意見書案第7号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出について、以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。まず、執行部におかれましては所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第50号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第50号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○児玉保育課長 保育課、児玉です。よろしくをお願いいたします。

議案第50号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

改正の趣旨としましては、こども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐ必要があるとされたこと等を踏まえ、本年3月13日に国において制度発足以来75年ぶりに4・5歳児についての配置基準が改正されました。

それを受けまして、3歳児についても54年ぶりに改正がされました。

それに伴い、市が定める家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業に係る満3歳以上の職員配置の最低基準を改正するものであります。

改正内容につきましては、家庭的保育事業等に定める事業のうち、小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業の満3歳以上の職員配置の最低基準を国に改正基準に従い、3歳児については20対1から15対1へ、4・5歳児については30対1から25対1へ改正するものであります。

施行日につきましては、公布の日となります。

なお、令和6年3月13日付こども家庭庁通知にて本改正の施行期日は令和6年4月1日となっているが、一部改正布令の施行日から1年間は条例改正を猶予する経過措置を設ける旨が定められております。

最後に、参考としまして、配置基準に係る事業所類型別の条例制定主体は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所等に係る配置基準は都道府県が、家庭的保育事業等に係る配置基準は市町村が条例により定めております。

なお、牛久市における家庭的保育事業等については、小規模保育事業A型のみ3園が設置されております。

施設名称、こぼと夢ナーサリー、せいけい保育園、茨城YMC A牛久オリーブ保育園の、以上3園であります。

いずれも現在3歳児から5歳児の受入れは行っていないため、本改正に該当する施設はございません。

以上です。

○遠藤委員長 これより議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。失礼しました。副委員長。

○出澤副委員長 出澤です。よろしく申し上げます。今の御説明の中で、該当する施設がないというのを聞いて、ちょっと安心したんですけども、この条例ができて、実際にそういった園があった場合に条例できました。じゃいつから、即日施行ですといった場合に、事前にこういったものって、そういった施設に情報というのは出しているんでしょうかね。

それをちょっと確認させてください。

○遠藤委員長 保育課長。

○児玉保育課長 失礼しました。通知につきましては、既にもう通知を全施設にしております。

○遠藤委員長 以上で議案第50号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第51号について、提案書の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本です。よろしくお願いたします。

議案第51号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

概要といたしましては、令和6年12月2日に紙の国民健康保険被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に過料を科す規定を削除するものとなります。

新旧対照表を御覧ください。

左側、現行の下線部の中には「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」という文言がございますが、右側、改正案の中ではその文言が削られており、ございません。

このような過料に関する条例の規定は、国民健康保険法を根拠として条例に設けることができていたのですが、令和6年12月2日に国民健康保険法が改正され、被保険者証が廃止されること、及び過料に関する規定が改正されることに伴い、条例を改正するものとなります。

なお、経過措置が定められておりまして、条例改正前に既に発生していた返還されていない事案ですとか、条例改正後においても有効期間のある紙の被保険者証が返還されない事案などは引き続き罰則の対象となります。

以上でございます。

○遠藤委員長 これより、議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑、意見のある方

は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、51号について質問いたします。

まず、この21条関係では、これまでこうした過料を受けた方がいらっしゃるのかという確認を1ついたします。

それから、この条例改正は理解をいたしました、これに付随してということでお伺いをしたいと思います。

紙の被保険者証が廃止されるということで、これまで国保滞納者は短期保険証とそれがもうちょっと過ぎた場合は資格確認証というのが発行されたと思うんですけども、そういう方々が例えば、マイナンバーカードを持っていた場合に、マイナンバーカードのほうでそうした医療機関等に対してはそういう情報提供がされることになるのかということと、その方がマイナンバーカードを持っていなかった場合は、その取扱いがどういうふうになるのか。

マイナンバーカードを持っていない方には今後確認書っていうんですか。今度は、資格確認書というのが発行されるんだというふうに思うんですけども、その滞納者についてのマイナンバーカードでの対応とかというのがどうなっているのかを伺いたしたいと思います。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、これまで罰則の適用があった人がいたのかというような御質問かと思うんですけども、把握している限りでは罰則が発動したことはないということで承知をしております。

2点目の滞納の関係、短期保険証の関係ですけども、マイナンバー保険証に移行したり、あるいは資格確認書に移行したりしますと、短期保険証という考え方、概念自体がまずなくなるということになっております。

一方で、じゃ、そういった方々にはどうするのかというところがまだちょっと詰め切れていない、あるいは示されていない部分なんかもありまして、近隣市町村なんかとも情報交換、情報共有しながら、いかにすべきかということこれから考えたり判断したりというところではございます。

ただ、繰り返しますが、短期保険証という考え方がなくなると。その点だけは決まっておりますので、改めて申し添えます。

以上でございます。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 了解しました。

これからということになるわけですけども、私も医療機関かかって、マイナンバーカードで受診をするというのをやるんですけども、あの中で次々に返答を求められるのが出てくるんですね。これがぱっとそれが理解できるかどうかというのが、なかなか高額療養ですか、それを適用しますかどうか、そういうのがぼっぼっぼと出てくるわけですね。そうすると、そういうのが、例えばうまく理解できなくて、本来だったら「はい」だったのが「いいえ」だったりとかって、そういうような場面というのが生じてくると思うんですけども、その辺をマイナンバー

カードでの処理としては、きちんとこれまでの国保の制度というのがマイナンバーカードを提示することによって担保されるのかどうか。

その点もう一度確認をしたいと思います。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、保険診療を受けるという点におきましては、紙の保険証であってもマイナ保険証であっても、いわゆる必要な情報、保険者ですとか、記号番号ですか、そういったものは当然網羅されておりますので、診察を受ける、診療を受けるという点においては何ら変わらないものとまず思料いたします。

おっしゃったように、画面が次々と展開して、こういった情報を共有してもいいですかとか、高額療養費限度額がどうこうっていうのは確かに出るんですけども、その辺りにつきましては、画面の指示をよく御確認いただきながら、あるいは窓口で当然事務の方等もいらっしゃるとは思いますので、もし間違ってしまったというようなことがあった場合も含めて、そのときにはお声がけをいただいて、その場で適切に対応していただけるのかなというふうに、医療機関側のほうの御協力あってということにはもちろんなるんですけども、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 これ、診察受ける側、受診者のほうにも初めてやると、何でこういうのが出てくるのかって分からない中で、やっぱり対応しなきゃいけないということは、私もちょっとおたおたしたりしたんですけども、まず、認証が顔認証でやるのか、登録の番号であるとか、そういうのをいろいろあると思うので、こういうふうにマイナンバーカードもそれぞれその場でもちろん分からなければ医療機関のほうに聞けばいいんだろうと思うんですけども、やっぱりこれ、何らかの周知というか、こういう画面出てきたらどうなんです。これはどういうことを言っていますみたいなものを市民の皆様には何かお知らせする手だてがないのかなと。

私などは月1回行っていますから、もう慣れてはいるんですけども、やっぱり突発的に何か風邪でも引いたとかということになると、立ち往生しちゃうということになると思うので、その辺、各医療機関なり、薬の薬局なり、こうですというようなことを周知していただければというふうに要望いたしまして、私の質問は終わります。

○遠藤委員長 ほかに意見のある方。副委員長。

○出澤副委員長 この中身については理解しているんですけども、これまでにこういった罰則になった方はいらっしゃらないというふうに理解しますが、逆にというか、今後こういったことが想定されるのか。もし想定があれば教えていただきたいと思います。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 想定される事態、想定している事態といたしましては、相当悪質な不正使用ですとか、不正利用、そういった場合には、現物を返還してもらわなきゃなりませんので、そういった場合が想定されるのかなというふうに思っております。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに、質疑、意見ある方御発言を願いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決をいたします。

採決は、挙手により行います。

まず、議案第50号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、執行部提出議案についての審査は終了いたします。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第7号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより意見書案第7号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 この慢性閉塞性肺疾患という、この病気の、実は私ごとで大変恐縮ですけれども、やっぱりうちの父がこの中の1つの肺気腫を患って、それで晩年まで、亡くなるまで六、七年この酸素療法というのをやっていたんですね。

やっぱりあれをやると、なかなか外出もままならないし、本人自体の苦しさもそうですけれども、それがやっぱり体力を落とすきっかけになって、寝たきりになるというような状況を起こしてしまったというのが私自身の経験の中であるので、やっぱりこうした、それで、やっぱり最初ヘビースモーカーでもあったんですけども、気にはしていますが肺がんはあれしても、やっぱり息苦しさについてはどう理解するかというのは、やっぱり知識が足りなくて、本当に苦しくなってきたので、やっぱりこうした病気に対する認識も高めなければいけないだろうし、ここに書いてあったような、スパイロメーターっていうんですか、こういうのでよく発見というのできるというようなことも私も後で聞いたような次第なので、やっぱり適切な医療を届けるということは大事な事かなということをおもいました。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに意見のある方はございませんか。

以上で意見書案第7号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第7号についての討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

○遠藤委員長 これより、意見書案第7号につきまして採決いたします。

採決は、挙手により行います。

意見書案第7号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項でありますケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについては、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。

については、委員長としては、引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。これについて御意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 現在これ委員長の御発言のとおり、まだまだ形になっているとは思いません。

ケアラー条例、ケアラーの問題につきましては、勉強し、そしてまた、当事者のお声も聴いたり、それから、私は個人的にですが、その方々の活動している場、この中の委員さんもそうした場に見学に行っている方もいらっしゃると思うんですけども、これを最終的にどういう形にするのかということ、もう少しきちんと形になしていくべきではないかなというふうに思いますので、それから、児童発達支援センターについても、まだ討議が足りない部分があるかなと思うので、できたら継続審査を継続するって変だけれども、継続調査を継続していただきたいというか、そういうふうに思っております。

○遠藤委員長 ほかにございませんか。副委員長。

○出澤副委員長 ケアラーの問題のほうは、ケアラー条例をつくるというところがゴールじゃないですけども、スタートなのかな。これ。そう設定されていると思うんですが、そこについては、タイムスケジュールもうちょっとちゃんと決めておかないと、具体的に何も進んでいないので、いついつまでにここまでは決めるといったものが必要かと思います。

じゃないと、ちゃんとしたそのゴール、スタートに達することができないので、ちゃんとその条例をつくるというところに向かって具体的な話を詰めていきたいと思うので、委員会の開催のその頻度も含めて、その辺をちょっと皆さんで議論していく必要があると思います。

以上です。

○遠藤委員長 今出澤副委員長のほうから、タイムスケジュールのことについても意見が出ました。

その問題についてもこの委員会で中心にいろいろとやっていきたいというふうに、委員長とし

ては考えています。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査とすることに決しました案件につきまして、本委員会は議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本日の委員会における議案審査に係る委員長審査報告書の作成についてお諮りいたします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は、委員長一任と決定をいたしました。

これをもちまして、保健福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分閉会